

## 第2回中津川市上下水道事業経営審議会 会議要旨

日 時：平成24年12月13日（木）14：30～

場 所：中津川市健康福祉会館4F多目的ホール

出席者：【委員】有識者代表（中京学院大学教授）、事業所代表（商工会議所副会頭）、  
市内各地区代表（市内12地区代表者【神坂区長会長欠席】）

【事務局】水道部長、水道部次長、下水道課長、下水道課長補佐、業務係長

### 議事内容

#### 1. 部長挨拶

本日は、お忙しい中また大変寒い中、第2回上下水道事業経営審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。冒頭一言お詫び申し上げます。本来なら昨日までに資料をお届けすべきところ、データの修正等に時間を要し本会議での配布となりました。大変申し訳ありませんでした。次回からはこのような事が無いように努めますのでよろしく願いいたします。そのデータですが揃えれば揃えるほど経営の厳しさが表面化して参りまして、気の重い毎日を送っております。前回の審議会では、経営の厳しさを表す指標として2千円という数値をお示ししました。新聞の報道等で2千円の値上げと勘違いされた市民の皆様から多くの問い合わせがありました。これから審議に入ると説明させていただきご理解をいただいています。この料金等につきましては、実際に生活に密着する問題であり、関心の高さを改めて認識いたしました。またこの審議会につきましては、恒常的な維持管理と整備につきまして安定的な経営の為の非常に重い内容ではありますが、どうかご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 2. 司会

本日の審議会は、委員15名の内14名が出席され過半数に達しておりますので、中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則第4条によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

#### 3. 議事

##### 【委員長】

それでは審議会を開催いたします。前回の議題「議第1号中津川市下水道事業の経費回収率向上を目指した使用料等の設定の適正化について」を引き続き議題といたします。前回の審議会において、「施設の統廃合を進めるべき」とか「経費回収率を上げる為の対策、また、汚水処理原価を下げる対策は無いか」と言った意見が委員の皆様からたくさんありましたので、これに対して事務局の説明を求めます。

～『収支改善への取り組みと使用料改定案』（パワーポイント）～

##### 【課長補佐】

質疑が出にくいようですので、まず一番最初に説明した施設の統廃合について何かご質問はあり

ませんか。

【委員】

3 ページ目ですが、3 番に「廃止する地元受益者の負担金が必要」と課題が出ていますが、具体的に言って、上流側の地元が負担金が必要ということですか。

【課長補佐】

農業集落排水下洗井地区処理場の廃止にあたり、下洗井の設備が老朽化して設備更新時期が迫っており、それに対する費用、設備更新して延命化したということで繋いでいただくということで、接続費用を負担いただいた経緯があります。

【委員】

川上が坂下へ接続するという状態になった時に、どちらが負担するかということを聞いています。

【課長補佐】

廃止する施設側の受益者にご負担いただきました。

【委員】

受益が上流側にあるという根拠は。

【課長補佐】

受益が上流側にあるということではなく、例えば川上の施設が老朽化したと仮定した場合、設備更新に費用がかかりますので、当時下洗井には組合があり、旧町村には組合にもありましたが実質組合は行政がやっていましたが、下洗井の場合は受益者側に地元の浄化組合があり、財源を保有していましたので、その中から負担金としてご負担いただいた経緯があります。

【委員】

下洗井のことではなく、川上と坂下が統合した場合はどちらが払わないといけないのか。

【課長補佐】

ケースバイケースでその都度協議となります。

【委員】

要するに、統合するということは、経費を下げる為にやることなので、受益者は市民全員ではないのか。

【課長補佐】

負担に関しては、その都度協議という事になりますが、統合する可能性がある施設として出させていただいておりますが、現実的に統合できるかということ、これに対する財源がありませんのでわかりません。従って、経費がかかっても施設を延命するのはその時の判断になるかと思っておりますので、受益者の方々や議員、行政を含めて協議を進めながら決定する必要があると思っております。

【部長】

下洗井については、管理費用もかかりますし、処理場も古く更新に費用もかかっており、おもり

をしきれない状態で、組合自体が存続できないような状況であり、負担金を払うので下水道に接続したいという経緯がありましたので、負担金をいただいて進めています。川上の場合ではいろいろ問題が違うと思いますので、今言われますように全市民が受益者ですので、坂下の処理場との兼ね合いを見てその都度条件は変わってくると思います。

**【委員】**

坂本北部の関係の受益者ですが、リニアの関係でどうなるかと言うことで、人口が増えていてオーバーフローする可能性があり、将来的には坂本公共へ繋がらないといけないという前提ではいる。そこで施設を大きくするか公共へ繋ぐかの選択になると思うが、やはり集排ですから農水省となると思いますがそこらへんとの関係で、自己負担というか私どもは組合で面倒見ているので、そういったことでは自己負担してもいいから繋いでくれという可能性は出てくると思います。施設を拡大するかのどちらかになると思います。下洗井は古くなりすぎたと言うことと人口が増えてきたという二つの課題の中で自己負担するからと言う話になったと聞いています。

**【委員】**

24 頁の井戸のメーター等の設置費の使用者負担と言うことですが、もう少し前の時期ですが、大根やカブを洗って用水へ流していますが、例えば井戸水にメーターを付けるということはそういう所は関係ないですね。メーターを付けなくていいと言うことですね。

**【課長補佐】**

井戸があつて井戸水を使つていても、使つた水を下水道に流さない限り下水道料金は発生しません。

**【委員】**

井戸があつても、使っていないと言つたら通るんですか。

**【課長補佐】**

移行する場合には、訪問して調査をする必要があると思います。

**【委員】**

山の水等もありますが。

**【課長補佐】**

井戸水と言いましても、水道水以外の水を下水道へ流す場合に料金をいただきます。

**【委員】**

流さなければいいですね。

**【課長補佐】**

そのとおりです。

**【委員】**

「増収と歳出削減への提案」についてですが、前回第 1 回の時に 10 項目の提案があつたと記憶

しています。その時にそれを提案されて更にその他に2千円程度の値上げが必要というお話があったように記憶しています。今回その他に2つほど新しいものが出てきていますが、見てみるとそんなに大きな金額にはならないと判断できますが、次回に値上げの案が提案されるということですが、値上げ額というものは前回とあんまり変わらないんじゃないかと思いますが。

**【課長補佐】**

前回、2千円とお示したのは平成23年度決算の段階で赤字全額を補填して使用者に負担していただいたとした場合に2千円となるということであって、2千円にするという市の決定ではありません。本来でしたら、本日の審議会で具体案を示すことで進めておりましたが、準備が間に合わず提案できませんでしたので、次回に具体的な提案をさせていただきますし、事前に資料も送付させていただきますと思います。

**【委員】**

先回第1回の時のたいへんわからない中でいろいろ聞きまして、その後中津川市の料金が全国的にどのくらいの所にあるかを興味があってインターネットで調べてみました。全国の市では、「生活ガイド地域情報」というサイトでは、全国895地区出ていまして中津川は798番目、安い順番で安いのが1番という中で、東海地区でも95番目というような数字ですが、これだけの経費がかかるからこの金額になるということはおわかりですが、他の市と比べた見方はしていますか。

**【課長補佐】**

全国平均や都道府県平均はしておりませんが、県内では比べています。やはり都会と中山間地を比べると、加入者件数や処理場の規模の違いで都会の方が安い傾向にあります。県内のデータは持っています。第1回目の資料の9頁に県内の現行料金での状況をお配りしています。9頁の資料では、統一後の料金は旧合併町村を含めて48市町村のうち13番目です。

**【委員】**

私が調べた中では県の中で24の中で21ということになっています。中津川より高いのは飛騨・恵那・山県ということです。岐阜県の中で無く他も含めてそれを調べたからと言って安くなる訳ではありませんが、そういう見方も必要だと思います。

**【課長補佐】**

今の順位は安い順かも知れませんが、第1回のデータは高い順で最新の料金となっています。

**【委員】**

他と比べてどうかと、確かに山間地や平坦地では違うかも知れませんが、住民を納得させるためにはそういったことも必要だと思います。

**【課長補佐】**

次回、具体的な提案をさせていただく時に、そういった資料も揃えさせていただきます。

**【委員】**

今日提案をされました、「増収と歳出削減の提案」は今日審議して決めるのですか。次回も含めてここに審議をするということですか。

**【課長補佐】**

今回、このうちのいくつかはお諮りいただきたいと思います。18頁を開いて下さい。こちらの2番、5番、8番～12番までに○を付けていますが、このうち2番と5番「定額制の廃止と井戸水使用者の人数制導入」、8番～12番は主に市の制度ですので、一括してお諮りしていただきたいと思います。1番の料金改定は次回に具体的な提案をさせていただき、その次の第4回くらいに審議していただきたいと思います。3番、4番、6番、7番は使用者の負担につながることで、次回にお諮りさせていただきたいと思います。以上が事務局提案です。

**【委員】**

現在は、料金統一の途中ですね。統一されるのはいつでしたか。

**【課長補佐】**

平成26年4月から統一です。先ほどの38頁のところでは統一と同時に定額制を廃止させていただきたいのと、一般家庭で井戸水等使用している場合の人数制を新設させていただきたいと思います。

**【委員】**

料金を統一することになって、合併前の料金より下がってきていますが、平成26年4月からまた値上げになるということでは、前回下げたのは何故だったという話がありましたが、どう説明したら良いか教えて欲しい。

**【課長補佐】**

前回の審議会は、収支改善の主旨よりも料金統一を図る主旨がすごく強かったんですね。人数制しか無い加子母、川上、蛭川、事業所も全部人数制、福岡と坂下は従量制と人数制のどちらかが選べて、付知は定額制と従量制があり、山口と中津が従量制のみとなっており、人数制と従量制を比較しようとする、例えば3人で20㎡とか比較の仕方しか無く、平均の使用水量をつかむことが非常に難しく、現在は20㎡で3,570円に向けて進んでいますが、実際それでは採算が取れる状況にはかなり開きがあります。合併前の旧市町村も一般会計から総務省の基準外の繰り出しを充てても料金を下げる所もありましたし、逆に減らして高い料金で独立採算を計っているところもありました。本来なら企業会計は独立採算が原則ですので、一般会計からの基準外の繰り出しを抑える努力をしないと市の財政破綻を招く可能性が出てきます。また下水道は全ての市民が受益者ではないので、受益を受けていない人の税金を下水道につぎ込んでいいのかという議論もありますので、今回、改訂をお願いしたいということで審議会を立ち上げさせていただきました。

**【委員】**

せめて、26年度から3年でも保証してくれるなら未だ話はわかりますが、直ぐに上がるというのは。

【課長補佐】

ご意見として承ります。急激に上げること無く段階的に。

【委員】

新聞に出てしまったので、そういう話がでてくる。

【委員】

今、料金の統一化という話が出ていましたが、これは合併前の協議会の中で、旧町村部と市の料金設定が全く違った形態を取っていたと言うことで、高いところ安いところがありました。合併したら同じ市民だから同じ金額に統一するのが当たり前という話から統一論が出てきたと理解していますが、そうした時にどこでやるかということになって相当検討を加えておられましたが高かなかできなくて、3,600円ということで統一見解が出たと。その統一見解が出たら、市の財政が逼迫してきて、そのあたりから今まではちょっと余分に出して使用料を少なくしておこうと言うことができなくなったと言うことですので、先ほども事務局が説明していましたが、特別会計は独立採算でやるのが当然の話です。そういうことを踏まえると、市の方からの繰り出しをしていただける限度を一つの基準にして、あと個人負担でどういうふうの金額を定めるかというのが一番の基本となるともいますので、そんなふうに検討を加えられたらと思います。

【委員】

井戸水等使用者の定額制は、井戸メーターの設置等については全部これに換えていくと言うことでよろしいか。

【課長補佐】

事業所については設置させていただきますが、一般家庭は人数制を採用していただきたい。

【委員】

人数制の料金の組立は考えていますか。

【課長補佐】

改訂の従量制の料金、一般家庭で中津川市の平均世帯人員が2.8人くらいですが、3人～4人が平均ではないかと言うことで、20 m<sup>3</sup>～30 m<sup>3</sup>程度が使用料が人数制と同じになるような提案をさせていただきます。

【委員】

基本料金と積み上げでは無く、まったく人数だけと言うことか。

【課長補佐】

そのとおりです。

【部長】

その前に、不公平感があるといけませんので、例えば6人家族ですと標準の水道使用料を出して、6人が水道を使った場合の従量制とほぼ同等の人数割りにしていきたいと思っています。

【委員長】

事務局から新しく本日決めなければならないいくつかの提案があると思いますので、休憩を入れてから、歳出削減の提案、定額制の廃止、井戸水等使用者の定額制導入、8～12番についてご審議いただきたいと言うことですので、休憩後に事務局から提案していただき、決めさせていただきます。

～休憩～

【委員長】

それでは再開します。事務局から何か提案があるようですので、よろしくお願いします。

【課長補佐】

先ほどもお話しさせていただきましたが、18頁の2番と5番、定額制の廃止と井戸水等使用者の人数制の導入について本日の審議会で諮っていただきたいと思います。また、8～12番についてはほぼ市の制度の問題ですので、こちらも一括してお諮りをお願いします。

【委員長】

定額制の廃止についてですが、何か質問等ありますか。

【課長補佐】

事務局から再度定額制の廃止について説明させていただきます。今定額制を選択されている方は4,410円毎月下水道使用料としてお支払いいただいています。これは、25㎡の1ヶ月あたりの使用料設定になっており、例えば定額制を選択している人が50t使っても60t使っても4,410円の状態です。25tを超えた分の使用料金が取れていない状況ですので、これを収入としたいと言うことです。時々ですが、たくさん使った人への優遇措置では無いかとのご意見をいただいています。こちらを廃止して、25t以上の使用水量を取ることによって増収を図りたいと思っています。

【委員長】

定額制の廃止についてですが、異議が無いと言うことでよろしいでしょうか。それでは、異議無しと言うことでよろしくお願いいたします。次に「井戸水等使用者の定額制の導入」について説明をお願いします。

【課長補佐】

定額制を廃止した場合に、全て従量制の料金となります。事業所は水道水以外の水を使っている場合は、メーターを付けさせていただいてその分の料金をいただきますが、一般家庭で水道水以外の井戸水や山水等を使って下水へ流している場合に、メーターを付けなくなりますので、その経費を抑制するのと、水圧が無いとメーターが付けられない場合もかなりあります。そうした時に水道水以外の水を使っている人の為の人数制という料金を新たに導入したいという提案です。

【委員】

主旨はわかりますが、具体的に人数制に移行した場合のことが提示されておりませんので、簡単

にここで決めていいものか疑問に思います。人数制にした場合、今はメーターですよね。それを定額制とした時の根拠が未だ出ていません。

**【課長補佐】**

試算はありますが、従量制の提案をさせていただかないと、それにたいしたものが見せられない状況です。旧町村で採用していた人数制の話をさせていただきますと、例えば基本料金の中に従量制は10tまで使用水量が含まれています。人数制に置き換えると基本料金と同じ額で1人となります。二人目以降に坂下では630円で、これを対比させていくと20tで2人、30tで3人～4人というような同じ負担になるような料金体系です。一般家庭しか選べないので、50人の人数制を選択される一般家庭はありませんので、大家族はありでしょうが7人～8人はありますが、平均的な所の負担が同じとなる体系としたいと思います。

**【委員】**

人数の把握はどうされますか。

**【課長補佐】**

最初の移行時は、住民基本台帳で調べます。その後、例えば「〇〇さん宅は〇人で附加します。」という通知を送り、「4人家族で長男は住民票のみでない。」と言った場合には申告していただきます。他市の状況では、毎月住基を確認しているところもあれば年1回の所もありますので、今後詰めなければいけないと思っておりますが、最初は住基で確認します。

**【委員】**

水道水や山水はこういう所では決められないと思います。上水のお金と下水のお金を払って尚且つ井戸水のメーターでお金を払うことは。

**【課長補佐】**

従量制と人数制の両方を負担していただくと言うことでは無く、水道の方は従量制で水道メーターを検針させていただいて、水道と井戸を使っている方の人数制を設定したいと言うことです。従量制と人数制の料金の負担が同じになるような体系を設けさせていただきたいと思っております。

**【委員】**

下水に流しているのかどうかは調査をされるのですか。水道じゃなくて雨水を使っているかいかは調査をされるのですか。

**【課長補佐】**

調査をする予定でいます。

**【委員】**

質問ではありませんが、先ほどから出ているように料金を一律にしようという話が出たのが3年前、それが3年経って4億4千万くらい足りないという話が出てきたのではなくて、3年前からわかっていたことでは無いのですか。そうやってしておいて、料金を下げてから上げると言うことにな

ると、大変なことになるとと思いますがどうですか。

**【部長】**

合併に伴い、協議されました。先回の経営審議会の中で審議しましたが、上水道については全ての市町村がメーター制をとっていましたので、料金の安定を目指して改訂しました。下水はいろいろな方法がありました。従量制や人数制、定額制があり、一度に料金まではいけないだろう、まずは料金徴収の方法を統一することとしようと言うことで、3年前に今現在の従量制と定額制で統一しました。統一が済んだ段階で経営に関しての料金改定をすると言うことで、今回の審議会となっておりますので、ご理解をお願いします。

**【委員】**

わからない訳ではないが、水道料金を上げる時には水道料金だけの話をしていた。その時、「水道料金が上がれば下水も上げるのでは無いのか」と質問しましたが、その時には「上がります」というだけで何も言わなかったが、今回初めてこういう話をしますが、同じ水道部の中で横のつながりが無いのが現状、先に上水の話をしておいて、下水もついて回ってくるものだと思ったが、3年間音沙汰無かった。それで2千円という話になると、僕は区長できているから地区で説明するのは大変だと思う。上水を上げる時に話をしたのに、また下水の話をしなければいけない。下水のPR不足では無いのか、下水の接続のPRが区長会にも聞こえてこない。そういう話が何にも出てこないのに急に上げるという話は区長も大変。そういうことも行政は考えてくれているのか、市役所の仕事と一番に言われる原因だと思う。それから中津川市は、初代市長から引き継ぎで必ず言っているのは、ごみと屎尿は中津川市は中津川市で片付けるという行政。それを感じると、金がかかるでといっぺんに上げていっていいものかと感じます。その辺がよその市と中津川市の違いがあると思う。金が無いから上げるだけの問題では無く、もう少し考えて欲しい。

**【部長】**

先回の説明不足につきましては大変申し訳ないと思っております。水道料金の説明の際に下水についても近い将来上げていくという説明がされていなかったもので、この場をお借りしてお詫びいたします。

**【課長】**

PR不足については、私も痛感しており、区長さんをはじめ周りの皆さんからは何をやってるんだというご意見もいただいておりますので、今後また未加入の所については、来年度から工事が始まる箇所も一緒に例えば戸別訪問とかPRに努めていきたいと思っております。

**【委員】**

一つは、今宅地造成というかをやっているところに50mまでは市が負担するということになっていますが、50m離れて家を建てると市指定道路をとらないといけないが、その維持を市が面倒見ない。昔は市が面倒見るからと下水管を敷設したが、そういった経緯は引き継がれずに見てもらえ

ていない。料金を上げるのならこういったことも考えて欲しい。井戸水の調査も大変でお金がかかる。経費節減の施策の為に余計にお金がかかってしまうのでは無いか。削減の提案をされているが頭をかしげないといけないところがあるように感じる。井戸水の使用者の人数とか本来なら何か手元に資料が配られている形だと、もっと理解しやすいのでは無いかと思う。

**【委員】**

メータが付いているところがあると思うが、そういう所は今でも住基でできるのか。その件数は。

**【課長補佐】**

件数は把握しておりますが、手元にデータがございません。定額制を選んでいる件数が 5000 件ぐらいありますので、その内井戸が付いているところを調査する必要があります。井戸がある家は大体わかりますので、下水道に接続しているかがわからないので調査する必要があります。

**【委員】**

従量制を取り入れている件数はわかっていると、そういった説明が十分されていない。

**【課長補佐】**

従量制を選んでいるところは井戸メータが既に付いていますので、定額制の中で定額制を廃止した時に井戸のあるところを人数制にしなければいけません。

**【委員】**

井戸水を防災用に指定されて使っているところはありませんか。

**【課長補佐】**

指定されている等に限らず、井戸水を下水道へ流している方に流している分の使用料をいただきます。

**【委員長】**

他に無ければ、井戸水等使用者の人数制の導入について、ご異議が無ければこれでよろしいでしょうか。これでこのことも決まりましたので、次の説明をお願いします。

**【課長補佐】**

人数性の詳しい内容については、ただいまご承認いただきましたので、次回に料金改定案と一緒に具体案を提示させていただきます。8番の排水設備指定工事店ですが、宅内の水洗化工事を行う指定店について、指定店になる為に5年ごとに申請をしていただき、有資格者等の審査をしますが、この5年ごとの申請に対して手数料をとっておりません。本日の資料29頁を見ますと7市が有料化しており、市も有料化して手数料を1万円とした場合に5年ごとに200万円の増収となります。9番の排水設備台帳の有料化は、申請の際に提出させる台帳の印刷代をいただきたいというもので、他町村では市が販売しているところや、管工事組合で販売しているところ、台帳のデータを業者に渡して印刷申請しているところもありましたが、これを有料化したいというものです。10番の排水設備の完成検査ですが、宅内の検査は職員が検査を行っておりますが、民間に委託するこ

とも考えていますが、人件費等の経費も必要ですので、これを 1000 円／件程度徴収したいと考えています。11 番のメータ検針の隔月化は、19 頁において先ほども説明しておりますが、上下水道料金を半分ずつ毎月請求させていただくことで、既に恵那市が採用していますが、検針員の人件費等の経費が半減できます。12 番の事業所浄化槽排水の受入有料化ですが、事業所の解体工事に伴う浄化槽清掃処理水を受け入れることがあり、その受入料金の有料化を図っていきたいというものです。

【委員】

8～12 は行政上の???行いですので私は賛成しますが、11 番については案③に移行するという  
ことで確認させていただいてよろしいか。

【課長補佐】

案③が有力ですが、上水も併せて移行したいので、断言はできません。

【委員】

案①～③はここで決めなければいけないのか。

【課長補佐】

検針を 2 ヶ月に 1 回とすることをお諮りさせていただきたい。

【委員】

500 万の削減になると言いますが、問題点を見るとホントに 500 万円の削減となるのか。料金の  
滞納が増えるのでは無いのか。

【課長補佐】

案①②では可能性があります。

【委員】

そういう説明がないと、歳出を減らすことが歳出増になったら意味が無いので、そういう説明が  
欲しいんです。

【課長補佐】

現在、料金徴収は民間委託しています。水道であれば 3 ヶ月毎に督促状を出し、給水停止予告の  
後に給水停止といった徴収方法により、現年の上下水道料金の収納率は 98%を超えており、デメリ  
ットで色々上げておりますが、それほど滞納や未収金が増えるとは考えていません。

【委員】

案③に決めるということとはできないのか。

【係長】

下水道だけの都合で決めることはできませんので今後水道課とも。上水と一緒に請求しないと納  
付書の発送や口振の手数料など別途かかってきてしまい支出が増えてしまいますので、基本的には  
水道と併せて請求させていただくことが経費削減になると思いますので、よろしく願いいたしま

す。

【委員】

11 頁で利率 5%未満の借金の借り換えは総務省が認めないと言いましたが、今は金利が低いですが認めてもらえないのですか。

【課長補佐】

現状では認めてもらえません。繰上償還ができないという訳ではありませんが、利息まで全て返さないと償還できないので意味がありません。

【委員】

繰上償還というのは、払った時点までの利息ではないのですか。

【課長補佐】

ペナルティーが課されているようで、30 年間分の利息を先払いしないと繰上償還ができません。

【委員】

これが認められれば、今は金利も 1%をきるような状態なので、今説明してもらったような年間に 4 万とか 20 万よりもかなり節減できるのでは無いでしょうか。

【課長補佐】

本来、今おっしゃられたように残高が少ない分であれば繰上償還した方がいいんですが、繰上償還後に借りるのが市中銀行なので、国からの交付税の対象とならないので、メリットが無いのかと考えています。

【委員長】

その所の対応、次の時にもう一度調べたいかがでしょうか。そして回答を出すと言うことでよろしいか。（異議無し）

【委員長】

お願いなんですけど、事業会計となれば汗も流して欲しいという気がします。汚泥の処理量が 8 千何百万ということで、それを減らすような考え方で、農集だと堆肥化して地域で農地還元する考え方もありますので、市内でリサイクルできないかという低減と、ただでも半分にすれば 4 千万円です。もう一つは浄化した汚水には窒素やリンがかなり高いので、岐阜市でやってるのがリンの回収をやっているようですので、将来的にリン酸肥料を回収できればもっと売るとか事業会計の汗も頭も使える会計となりますので、検討いただきたいと思います。

【課長補佐】

汚泥処分についてですが、農集は全地区ではありませんがコンポスト化して農地還元しています。ただ、乾燥に当たっての電気代や維持管理費も数値化してはおりませんがかかっております。下水汚泥も成分分析して届出をした場合に肥料として農地還元できます。ただ、汚泥乾燥施設がないのが現状ですし、焼却する環境センターがあるということで、市議会の特別委員会や、区長会長等の

候補地選定委員会で検討しています。

**【伊藤】**

特別委員会で、汚泥をガス化して発電するとか活性炭化とかリン回収等の処理方法も含めて検討しております。岐阜市の案件については詳しくありませんが、焼却灰からリンを回収する場合など焼却施設が無いと言ったこともありますので、有効利用を図れるような方法も含めて検討しておりますのでよろしくお願いいたします。

**【委員長】**

8～12 までについてご意義が無いということなので、2 の定額制の廃止、5 の井戸水等使用者の人数制の導入、8～12 の提案についてご意義が無いものと見なしてよろしいか。それでは、次回審議会において事務局提案の 2～5、8～12 以外においてお諮りします。本日の審議会はこれを持ちまして閉じさせていただきます。